

他方、県は22年8月に実施した周辺住民の健康調査の結果、周辺住民に見られる症状には、当該地域中心の諸施設の操業が強く関与しているとの見解を出す一方、これまでの各種測定に基づき、当該事業者から排出された揮発性有機化合物（VOC）が周辺に与える影響はほとんどないとして、近隣の他事業者による影響を示唆し、塩化水素についても、当該事業者から排出されるものは環境目標値を大きく下回っているとの見解を出した。

このことは、当該事業者の操業以降に発生した健康被害の存在は認めるものの、当該事業者の操業と健康被害との関係を否定するという矛盾した内容となっており、許可権者としての監督責任を放棄したとも解せる結論となっている。

こうした状況のもと、処分業の許可更新が5年ごとに行われるため、当該事業者も本年9月と来年3月に各処分業の許可更新時期を迎えるが、市としては、当該事業者のこれまでの経過から、当該施設の稼動が周辺住民の健康被害状況に深く関わっていると考え、到底更新を認めることはできないとの判断から、議会でも表明してきているように、5月11日に県に対して口頭で更新反対の申し入れを行い、さらに、7月11日に文書により更新反対を要望したもの。しかし、要望書を受け取った県は、許可更新は肅々と手続きを進めるだけとしていて、とても市民の健康を守る立場に立っていない。これまでの異臭問題、健康被害の問題がありながら、手続き上何ら問題ないでは、絶対認められない。市としては市民の健康と安全を守るために、今後もあらゆる機会、あらゆる手段で当該事業者の更新許可を行わないよう、県に対し反対をしていく。また、6月には当該事業所の代表者、県、市の3者で協議し、公害防止協定、地域連絡会について事業者に申入れを行なっており、地域との関わり、住民との話し合いの場を設定できるようにしていく。

市では、周辺住民の健康と安全安心を第一に考え、21年9月、市独自で周辺住民の健康調査を実施し、結果を県に報告して調査指導の実施を強く要請したが、状況は改善されなかった。そこで、さらに独自の取り組みとして環境測定分析や立ち入り調査権を得ての立入調査を実施することとし、また、住民に対する公害等調査委員会の公害紛争処理制度利用に際しての支援表明を行った。22年6月には、市環境部職員が千葉県職員の併任辞令を受けて立入調査権を得たことから、以降は24時間体制で苦情に対応し、これまで50回を超える工場への立ち入り調査を実施してきた。また、22年8月から、県の大気測定とは別に独自に揮発性有機化合物（VOC）、塩化水素等の無機性ガス及びダイオキシンの測定調査を実施しており、22年度には独自の測定局を建設して無機性ガスの連続測定を行っている。今年度中に新たな測定局を建設してさらにデータ集積していく予定である。